

静岡文化芸術大学共同研究取扱規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）における共同研究の取扱いについて定めるものとする。
- 2 共同研究は本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り行うものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において共同研究とは、本学が国、地方公共団体、他大学、民間企業等学外の機関（以下「学外機関」という。）と共通の研究課題について共同して行う研究をいう。
- 2 この規程において研究員とは、共同研究に当たる本学の専任教員（以下「研究担当者」という。）と学外機関の研究員（以下「学外共同研究員」という。）をいう。
- 3 この規程において研究協力者とは、共同研究を補助する者をいう。

(申請)

- 第3条 研究担当者は共同研究を実施しようとするときは、共同研究承認申請書を文化・芸術研究センター長（以下「センター長」という。）を經由して学長に提出するものとする。

(実施の決定)

- 第4条 センター長は前条の共同研究承認申請書を受理したときは、必要に応じて文化・芸術研究センター運営委員会の意見を聴いたうえで、学長に副申する。
- 2 学長は共同研究実施の可否を決定する。

(契約)

- 第5条 学長は共同研究の実施を決定したときは、学外機関との間に共同研究契約を締結するものとする。
- 2 共同研究契約書には、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 研究題目
 - (2) 研究目的及び内容
 - (3) 研究期間
 - (4) 研究員
 - (5) 研究経費の負担割合
 - (6) 研究費により取得する施設、設備の帰属

- (7) 研究成果の取扱い
- (8) 研究の結果生ずる知的財産権の帰属
- (9) 研究の中止、契約の解除に関する事項
- (10) その他共同研究の実施に関し必要な事項

(研究経費)

第6条 研究経費は「公立大学法人静岡文化芸術大学会計規則」により執行するものとする。

2 本学は必要に応じて、予算の範囲内において経費の一部を負担することができる。

(学外共同研究員等の施設、設備利用)

第7条 学外共同研究員及び研究協力者(本学の研究協力者を除く。)は本学の所有する施設、設備等を本学の教育研究に支障のない範囲で、共同研究の実施のために利用することができる。

(知的財産権の取扱い)

第8条 共同研究の結果、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権等の知的財産権が生じた場合の取扱いについては、契約書の定めるところによる。

(報告)

第9条 研究担当者は共同研究が終了したときは、別に定める「共同研究報告書」をセンター長を経由して学長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第10条 学長は共同研究による研究成果の公表の取扱いについては、当該学外機関と協議のうえ定めるものとする。

(事務)

第11条 共同研究に関する事務は地域連携室で処理する。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成 12 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。